

開庁時間を試行的に変更します

令和8年1月19日④から市役所本庁舎、本納支所（本納公民館は除く）、下水道課（川中島終末処理場）の開庁時間を次のとおり試行的に変更します。試行期間は、おおむね1年程度を予定しており、その後本格導入するか検討します。



変更前

8時30分～17時15分



変更後

9時～16時30分
(日曜開庁を含む)

※市民課の証明書等交付時間延長（水曜日19時まで）に変更はありません。
※電話の受付時間も9時から16時30分となります。ただし、緊急の場合は対応しますので、代表電話（23-2111）におかけください。

時間変更の目的

現在、窓口業務など庁舎内の行政サービス提供時間は、職員の勤務時間と同じであり、開庁前・閉庁後の用務は時間外勤務を前提としたものです。一方、マイナンバーカードを活用した住民票・証明書などのコンビニ交付サービス、その他電子申請を利用したサービスの利用は年々増加しており、今後も拡大・増加を見込んでいます。持続可能な質の高い市民サービスの提供や、職員の効率的な業務実施と働き方の改革を行うことが目的です。

問合せ 職員課（4階） ☎ (20)1518 FAX (20)1602